

後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書

２００８年度から実施された後期高齢者医療制度は、９年目を迎えました。

この制度における保険料の軽減としては、政令本則で、均等割の２割、５割、７割軽減となっていますが、国の特例措置として、低所得者に対する所得割の実施や、均等割の軽減を８．５割、９割に拡大してきました。加えて、後期高齢者になるまで被用者保険などの被扶養者だった人も９割軽減としてきました。

２０１５年度の国の予算ベースでは、所得割の５割軽減で１５３万人、均等割の９割軽減で３１７万人（年金８０万円以下）、８．５割軽減で２７４万人（年金８０万円超から１６８万円以下）、被扶養者だった人の９割軽減で１７１万人が、国の特例措置の対象となっています。

北海道では、２０１５年度で均等割９割軽減１９万１千人（全被保険者に占める割合２５．７％）、８．５割軽減１３万６千人（同１８．３％）、被扶養者軽減５万９千人（同７．９％）で合計３８万７千人が対象となっており、全被保険者に占める均等割軽減は５１．９％に上っています。また、所得軽減の対象は７万３千人で９．８％を占めるに至っています。

こうした状況の中、国においては、１４年６月２４日の「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針）」により、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進めることを決定し、１５年１月１３日の社会保障制度改革推進本部決定により、１７年度から原則的に政令本則の２割、５割、７割に戻す予定です。

この軽減特例が廃止されれば、加入者の半数を超える約６０％の均等割・所得割軽減対象者に、２倍、３倍、５倍などの保険料の引き上げによる甚大な影響が及びます。

そうなれば、北海道の加入者７５万７千人のうち４６万人の生活を直撃し、高齢者の最大の収入源である年金の引き下げや生活必需品の値上がりなどによる生活環境のさらなる悪化が懸念されます。

このような中、去る１６年７月８日に北海道議会が「後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書」を全会一致で採択したところであります。

よって、国におかれては、後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続をはかるよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２８年９月１６日

衆	議	院	議	長	様	
参	議	院	議	長	様	
内	閣	総	理	大	臣	様
総		務		大	臣	様
財		務		大	臣	様
厚	生	労	働	大	臣	様
内	閣	官	房	長	官	様
社会保障・税一体改革担当大臣					様	

北海道北斗市議会